

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（未公開株式関係）

	件数	対前年 同期比	
17年10月～17年12月	447		17年度 (6ヶ月間) 1,432
18年1月～18年3月	985		
18年4月～18年6月	903		18年度 2,206
18年7月～18年9月	517		
18年10月～18年12月	442	-1.1%	
19年1月～19年3月	344	-65.1%	19年度 1,025
19年4月～19年6月	291	-67.8%	
19年7月～19年9月	253	-51.1%	
19年10月～19年12月	146	-67.0%	
20年1月～20年3月	335	-2.6%	20年度 1,376
20年4月～20年6月	376	29.2%	
20年7月～20年9月	308	21.7%	
20年10月～20年12月	311	113.0%	
21年1月～21年3月	381	13.7%	21年度 2,460
21年4月～21年6月	542	44.1%	
21年7月～21年9月	633	105.5%	
21年10月～21年12月	603	93.9%	
22年1月～22年3月	682	79.0%	
22年4月～22年6月	800	47.6%	
22年7月～22年9月	670	5.8%	

参考 PIO-NETに寄せられた相談件数(平成22年10月12日現在)

18年度 4,072件、19年度 2,615件、
20年度 3,071件、21年度 6,112件

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（ファンド関係）

	件数	対前年 同期比	
20年 7月～20年 9月	250		20年度 (9ヶ月間) 646
20年10月～20年12月	200		
21年 1月～21年 3月	196		
21年 4月～21年 6月	201		21年度 800
21年 7月～21年 9月	182	-27.2%	
21年10月～21年12月	194	-3.0%	
22年 1月～22年 3月	223	13.8%	
22年 4月～22年 6月	299	48.8%	
22年 7月～22年 9月	276	51.6%	

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（国債を除く債券関係）

	件数	対前年 同期比	
20年 7月～20年 9月	88		20年度 (9ヶ月間) 418
20年10月～20年12月	177		
21年 1月～21年 3月	153		
21年 4月～21年 6月	152		21年度 763
21年 7月～21年 9月	176	100.0%	
21年10月～21年12月	172	-2.8%	
22年 1月～22年 3月	263	71.9%	
22年 4月～22年 6月	421	177.0%	
22年 7月～22年 9月	491	179.0%	

投資商品等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等より抜粋

未公開株式の取引に関する相談等

【相談事例等(金融庁や財務局等を騙る業者)】<追加修正>

- 数年前に上場確実と言われ購入した未公開株について、業者から株式の交換により、救済措置を図ると別の未公開株を送りつけられたが、応じずに放置していたところ、当該業者から、金融庁等から指導されてしまうので、送った未公開株の代金の支払いをするよう文書が届きました。
- 金融庁等から許可を得て未公開株の買取りをしているという業者から連絡があり、高値で買い取るので未公開株を買ってほしいと言われて当該未公開株を購入しましたが、買い取ってもらえません。
- 金融庁の金融サービス利用者相談室の職員だと名乗る者から電話があり、無登録業者の注意喚起を行っていると言われ、過去の未公開株取引を教えてしまいました。
- 金融庁等から委託されて未公開株の被害状況の把握や被害相談を行っているという団体から連絡があり、保有している未公開株を教えてしまいました。
- 金融庁等の所管法人として未公開株の保有者へ助言を行っているというNPO法人等から連絡があり、現在保有している未公開株は有望なので買い増すよう助言され、買い増してしまいました。
- 金融庁等からの指示を受けて未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があり、購入代金を取り返すためには、当該団体から別の未公開株や投資ファンドを購入する必要があると言われました。
- 金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している銘柄は、上場の準備で金融庁へ届出が出されており上場確実であると言われ、買い増すよう勧誘を受けています。

【アドバイス等】

- 金融庁等が、未公開株の取引等に関して、何らかの業務を外部へ委託することはありません。また、金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話で未公開株の上場時期について言及したり、未公開株の買取交渉を行ったりすることはありません。このよう

な連絡があった場合には、詐欺的な商法であると考え、一切関わりにならないようにしてください。

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。

もし、そのような業者から連絡等があった場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室（IP 電話・PHS からは 03-5251-6811、ナビダイヤル 0570-016811）](#) 又は [証券取引等監視委員会の情報受付窓口（03-3581-9909）](#) に情報提供をお願いいたします。

【相談事例等(未公開株の買取業者等)】

- 最近、業者から頻繁に連絡があり、「未公開株を高値で買い取る」と言われたり、上場が決定したので買い増すよう勧誘されたりしていますが、信用できるでしょうか。
- 以前未公開株を購入して塩漬けになっている銘柄に関して、買取業者から連絡があり、「有望株なので買い取りたいが、取引単位まで買増しが必要」と言われ、買増しをしたが、買取業者に連絡がつかなくなってしまいました。
- NPO法人や財団法人を名乗る業者から連絡があり、「未公開株を買い取る」とか「未公開株の購入代金を取り返す」と言われ、金銭等を要求されました。
- 未公開株を購入した業者と連絡が取れなくなってしまったが、突然、他の業者から電話があり、「新たな規制が実施されるので、未公開株は全て無効になる」と言われた。10万円を出せば、直ぐに買取業者を紹介すると言われたが、信用しても良いでしょうか。

【アドバイス等】

- 未公開株の買取行為には、金融商品取引業(証券会社)の登録が必要ですが、日本証券業協会に所属する会員会社等は、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っておりません。
- 未公開株への投資の勧誘で、以下に掲げる項目に1つでも該当するものがある場合には、詐欺的な商法の可能性が高いため、一切の関わりを持たないことをお勧めします。
 - * 全く知らない名前の業者から、未公開株の勧誘を受けている。

- * 未公開株の買取業者・助言業者等を名乗る業者から、買取等の勧誘を受けている。
 - * 以前未公開株を購入したことがあるが、購入した業者とは別の業者から勧誘を受けている。
 - * 未公開株購入の勧誘を受けている時に、別の業者(第三者)からタイミングよく連絡があり、勧誘を受けている未公開株を買い取る、勧誘を受けている未公開株は将来性があるなどと言われた。
 - * 未公開株の被害救済を装い、買取業者の紹介料や返金のための手付金名目で金銭を払うよう要求してくる。
 - * 買取業者から、買取単位若しくは取引単位まで買増しするよう言われている。
 - * 実際には上場する予定がないにもかかわらず、「〇〇市場へ上場することが決まっている」「上場に向けて準備している」などと説明し、未公開株の勧誘を行っている。
 - * 具体的な上場時期や上場市場が決定していると説明するが、主幹事証券会社や監査法人を教えない。若しくは、選任せずに自分達でやっていると説明している。
 - * 主幹事証券会社や監査法人を教えるとインサイダー取引になると言われている。
 - * 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会等の公的機関等及び公的機関等を連想させるような名称を使用している。
 - * 未公開株購入の勧誘をしている業者が、金融庁等から認可、許可、委託、指示等を受けていると説明している。
- 未公開株には上場株式のような客観的な価格はありませんし、流動性が乏しく、詐欺的な商法も多数認められています。さらに、未公開株のみならず、投資話に「夢のような儲け話」はありませんので、投資を行う際は、特に慎重な検討をお願いします。
 - 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から「株式が上場間近」、「公開後の値上がりが確実な未公開株式がある」との勧誘を受けました。

【アドバイス等】

- 業として株式を販売する者は金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)の登録が義務付けられているので、購入する前に登録業者かどうか確認してください(投資事業組合だからといって、金融商品取引業の登録が不要となるわけではないことに注意。)
- * 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」をご覧ください。
- 日本証券業協会(*)に所属する会員会社等では、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていません。
- 未公開株式の購入前に株式の発行会社、投資事業組合の出資先となる会社へ十分に確認してください(ただし、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社がペーパーカンパニーである場合や、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社が株式の購入を勧誘したものと共謀し、詐欺的な行為を行っている場合もあることに注意する必要があります。)

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から未公開株式を購入しましたが、なかなか上場しません。また、株券の名義書換を要求したところ、「待つて欲しい」と引き延ばされるだけで、名義書換に応じてもらえません。

【アドバイス等】

- まずは発行会社に上場予定を確認してください。上場が承認されると各証券取引所で公表されます。
- 株式に第三者への譲渡制限がある場合もあるため、発行会社に確認してください。また、株券の真贋について発行会社または当該株式事務を委託されている信託銀行等に確認してください。
- 返金交渉については最寄りの消費生活センター等に相談してください。騙されたとお考えであれば警察に相談してください。

自社発行未公開株に関する相談等

○ある事業会社から、未公開株の勧誘を受けています。当社は発行会社なので金融商品取引法の登録は必要ない、特別な方への限定販売であると言っています。また、当社から勧誘を受けて以後、他の業者から、当社は有望なので株式があれば譲ってほしいとの電話が頻繁にかかるようになりました。信用できるでしょうか。

【アドバイス等】

- 未公開株の販売は、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)のほか当該未公開株の発行会社でも可能ですが、一般的に、未公開株の発行体自らが、不特定の第三者に対して電話勧誘等を通じて自社株を販売することは考えられません。業として株式の販売を行うことができるのは、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)のみですが、一般的には、これらの金融商品取引業者も業界内の自主規制ルールにより、未公開株の勧誘・販売は行っておりません。
- また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から買取りの電話が入ることも不自然な印象を受けます。
- 未公開株は流動性が乏しく、発行会社によっては譲渡制限が付されている場合もあります。したがって未公開株は、上場しない限り換金する方法はほとんどありませんので、非常にリスクの高い投資ということを十分認識してください。また、詐欺的なものが多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。
- 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。
- 金融庁でも「[未公開株購入の勧誘にご注意!](#)」等の注意喚起情報をウェブサイトに掲載しています。また、無登録業者の情報を収集していますので、金融サービス利用者相談室に情報提供をお願いいたします。

ファンドに関する相談等

【相談事例等(投資事業有限責任組合への出資)】

○投資事業有限責任組合から出資を勧められていますが、迷っています。注意点があれば教えてください。

○投資ファンドや未公開株等に投資する投資事業有限責任組合から執拗な勧誘を受けています。当該事業組合は、「金融庁整備番号LPO〇〇〇〇」で登録していると言っていますが、登録を受けた業者ということでしょうか。

【アドバイス等】

- いわゆるファンドについて、金商法施行以降自己募集を行う際には、登録が必要となっていますので、まずは登録番号を確認してください。登録番号は「〇〇財務局長(金商)第……号」という形で付与されています。「LPO〇〇〇〇」という番号は、EDINET(*)コードであり、登録番号ではありません。
- 種々の投資に際しては、詐欺事件等に発展している事例も数多くありますので十分に注意し、たとえ登録番号が確認できた場合においても業者の信用性が疑われるような場合には、慎重な対応をお勧めします。
- なお、「[いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について](#)」を掲載していますので参考にしてください。

(*)EDINETとは、有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化するシステムで、当該事業組合が有価証券届出書等の届出をしていることは確認できますが、登録とは関係ありません。

社債に関する相談等

【相談事例等】

○以前、未公開株を購入した業者から、「社債の購入申込書が届いていないか」執拗に電話があった。申込書が届くと、当該業者から「限られた人のみしか購入できない私募債である」と説明を受け、10口200万円分を購入した。指定された口座に振込みを行った後、連絡が取れなくなってしまいました。

○ある会社から、突然メール便が届き、転換社債の購入を勧められている。3年満期で年利12%で毎月利払いを受けられるという。その後タイミングよく契約の仲介をしているという別の会社から電話があり、取引所に上場が決定している良い会社である等の説明を受けた。信用できるでしょうか。

【アドバイス等】

- 自社の社債の販売は、金融商品取引業者(証券会社)のほか当該社債の発行会社でも可能ですが、一般的に発行体自らが不特定の者に対して電話勧誘等を通じて社債を販売することは考えられません。

また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から電話が入ることも不自然な印象を受けます。

- 業として、他社の社債等の販売・勧誘を行うことができるのは、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)に限られます。また、幅広く投資家に「私募債」の販売・勧誘が行われることは考えられません。未公開株詐欺の被害者を狙った二次的被害も多く見られますので、あやしい業者には、絶対関わらないようにして下さい。

* 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」をご覧ください。

* 新たに有価証券を発行する場合、または、既発行の有価証券の売出しをする場合、発行(売出)価額や募集の規模に応じて、有価証券届出書等の提出が必要となる場合があります。

* 転換社債の場合、未公開自社株に転換されたとしても換金性が低く、非常にリスクが高いということを十分に認識した上で取引を行っていただく必要があります。

また、詐欺的な事例も多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。

* 社債に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談して下さい。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

資料7-5

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
L・B投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市中区弥生町2-18-1		平成22年9月
経世総研(株)	東京都中央区八丁堀4-12-7 サニービル4階		平成22年9月
WINDWORD PTE LTD	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-7-13		平成22年9月
アイテック投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アイテックエンタープライズ	東京都豊島区南大塚1-49-4		平成22年9月
(株)朝日経済情報	東京都中央区日本橋人形町3-3-13 CICビル5階		平成22年9月
(株)TMT	東京都豊島区巢鴨3-24-3 ディアプラザ巢鴨第二ビル7階 東京都港区赤坂9-1-7-203		平成22年9月
(株)エムケーアイ	東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル8階		平成22年8月
ジャパンキャピタル	愛知県名古屋市中区錦3-24-24 JPR名古屋栄ビル5階		平成22年8月
TM Financial Investment Partners(株)	本店：大阪府大阪市天王寺区生玉町1-30 生玉ビル6階 福岡支店：福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10 南近代ビル8階		平成22年8月
ネクストコム(株)	東京都墨田区錦糸1-2-1 錦糸町アルカセントラルビル14階		平成22年7月
朝日インベストメント(株)	本社：東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟28階 サポートセンター：神奈川県横浜市神奈川区栄町11-4 栄町第一ビル		平成22年7月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)エヌケーインベストメント	東京都中央区日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋701		平成22年7月
(株)ウィンド	東京都中央区新川2-3-4 新川田所ビル4階		平成22年6月
ベンチャービジネス証券投資法人 S A Homes投資事業有限責任組合本部	東京都中央区日本橋茅場町2-12-6	登録投資法人である「ベンチャービジネス証券投資法人」の名を騙っている。	平成22年5月
(株)アクセスプラン	東京都港区新橋4-31-3 新橋オーシャンビル9階		平成22年4月
(株)アセットリンク	東京都新宿区市谷八幡町16-307		平成22年4月
(株)内田・内田投資事業組合	東京都新宿区西新宿7-18-19		平成22年4月
(株)M I T	東京都港区虎ノ門3-12-1		平成22年4月
(株)M C I	東京都中央区入船1-1-26 永井ビル2階		平成22年4月
クラフト証券	東京都台東区東上野3-36-1 上野第2ビル2階		平成22年4月
クレア・インベストメント(株)	東京都豊島区西池袋1-29-5 山手ビル12階		平成22年4月
(株)グローバルインベスターズジャパン	東京都港区虎ノ門5-12-8		平成22年4月
ソーシャルキャピタル投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂2-17-50 赤坂タワーレジデンスTop of the Hill 1805		平成22年4月
(株)大経	東京都中央区日本橋2-9-5 アサヒビル7階		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株) T・A・P	東京都中央区東日本橋3-6-12 東日パークビル		平成22年4月
(株)ディレクト	東京都港区南青山3-8-35		平成22年4月
(株)東都パートナーズ	東京都千代田区岩本町2-8-9		平成22年4月
東和トレーディング	東京都千代田区神田須田町1-34 下鳥商会ビル3階		平成22年4月
ノーブルアセットマネジメント(株)	東京都台東区上野1-11-7		平成22年4月
光信託(株)	東京都新宿区西新宿5-7-2 西出ビル4階	商号に「信託」という文字を使用しておりませんが、信託業法の免許・登録を受けた業者ではありません。	平成22年4月
(株)メジャーマネージメント	東京都中央区日本橋富沢町10-16 日本橋KKビル2階		平成22年4月
(株)メディカルプライム	東京都中央区日本橋箱崎町16-1 トーマスビル2階		平成22年4月
(株)夢屋	東京都中央区日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル4階403号		平成22年4月
(株)インタベスト	大阪府大阪市北区天神西町5-9-305		平成22年4月
新興アセットマネジメント	大阪府大阪市西区江戸堀1-8-18 8階		平成22年4月
(株)DANK	愛知県名古屋市中村区名駅南3-4-11		平成22年4月
(株)よつばコンサルタント	愛知県名古屋市中区丸の内3-15-15		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)ゲートオープン	福岡県福岡市博多区住吉2-13-6 アーバン住乃江1306		平成22年4月

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者)

資料7-6

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)マージャーズキャピタル	東京都千代田区丸の内一丁目11-1		平成22年4月
(株)ハヤシファンドマネジメント	東京都中央区日本橋茅場町三丁目6-4		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

金融商品取引業者と紛らわしい商号等を
使用する者の名称等について
(警告書の発出を行った類似商号等使用者)

資料7-7

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている類似商号等使用者は、登録を受けた金融商品取引業者ではありませんのでご注意ください。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
東京スター証券	所在不明		平成22年11月
MGM証券株	愛知県稲沢市長野3-3-15		平成22年11月
クイックワン証券	所在不明		平成22年11月
なにわ証券	所在不明		平成22年11月
ネクストジャパン証券	所在不明		平成22年11月

平成 22 年 10 月 29 日

金融庁

無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について

金融庁では、本年 6 月 4 日に、これまでの開示行政の運用の明確化等を目的とした「企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン)」の改正を行い、無届募集等を行っていることが判明した場合であって、投資者保護上必要と認められる場合等には、かかる行為を直ちに止めようとするよう文書による警告を行うとしたところ
です。

今般、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社(旧社名:アフリカトラスト株式会社)が発行する社債の勧誘状況について調査したところ、無届けで募集を行っていることが認められたことから、本日付で、関東財務局から当社に対して警告書を発出するとともに、投資者保護の観点から、その旨を公表することとしました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室(内線 2769)

別紙1 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について

別紙2 「企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン)」(抜粋)

[ページの先頭へ](#)

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集(以下「無届募集」といいます。)を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者の名称等を掲載しています。

公表の対象とする者

平成 22 年 6 月以降、無届募集を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者。

- 警告書の発出を行った発行会社等 (平成 22 年 10 月 29 日更新)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- 掲載されている発行会社は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っていると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。



PDF ファイルをご覧いただくためには Adobe Reader 日本語版が必要です。

お持ちでない方は、上のボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください(新しいウィンドウで開きます)。

[ページの先頭へ](#)

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っていると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11 御成門小田急ビル9階	旧社名：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年 6 月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(抜粋)

(無届募集等について)

4-23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下4-23において「有価証券届出書等」という。)を提出せずに、募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合(以下4-23において「無届募集等」という。)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

(1) 情報の受付

投資者等から、無届募集等に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容(無届募集等の行為者、所在地、代表者名、電話番号、募集又は売出しの実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。

- ① 他の財務局内に本拠地のある者により行われている無届募集等の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。
- ② 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。
- ③ 情報提供者から無届募集等を行っている者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。
- ④ 無届募集等が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。
- ⑤ 投資者等からの苦情・照会内容及び無届募集等を行っている者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。
- ⑥ 捜査当局からの情報提供依頼があった場合には、事実関係を財務局担当課室長名において回答することとする。

(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

- ① 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある発行者でない場合には、直ちに有価証券届出書の提出を求める。
- ② 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう様式4-1により文書による警告を行う。

(3) 無届募集等を行っているとは断定するまでには至らない場合

実態把握の結果、当該行為者が無届募集等を行っているとは断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、様式4-2により文書による照会を行う(捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く)。

(4) 警告を発したにもかかわらず是正しない場合

様式4-1による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

ロ 無届募集等に関する留意事項

以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。

- 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、6ヶ月以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少人数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

なお、定義府令第10条の2に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。

- 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

(様式4-1)

無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)
(商号) (代表者の氏名)
〇〇財務(支)局長 印
金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。
今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。
つきましては、貴社における是正措置状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。
なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)
(商号) (代表者の氏名)
〇〇財務(支)局長 印
金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。
今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。
つきましては、貴社における当該行為の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。
なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

〔平成 22 年 11 月 18 日〕
証券取引等監視委員会

株式会社大経及びその役員に対する
金融商品取引法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への申立てについて

1. 申立ての内容等

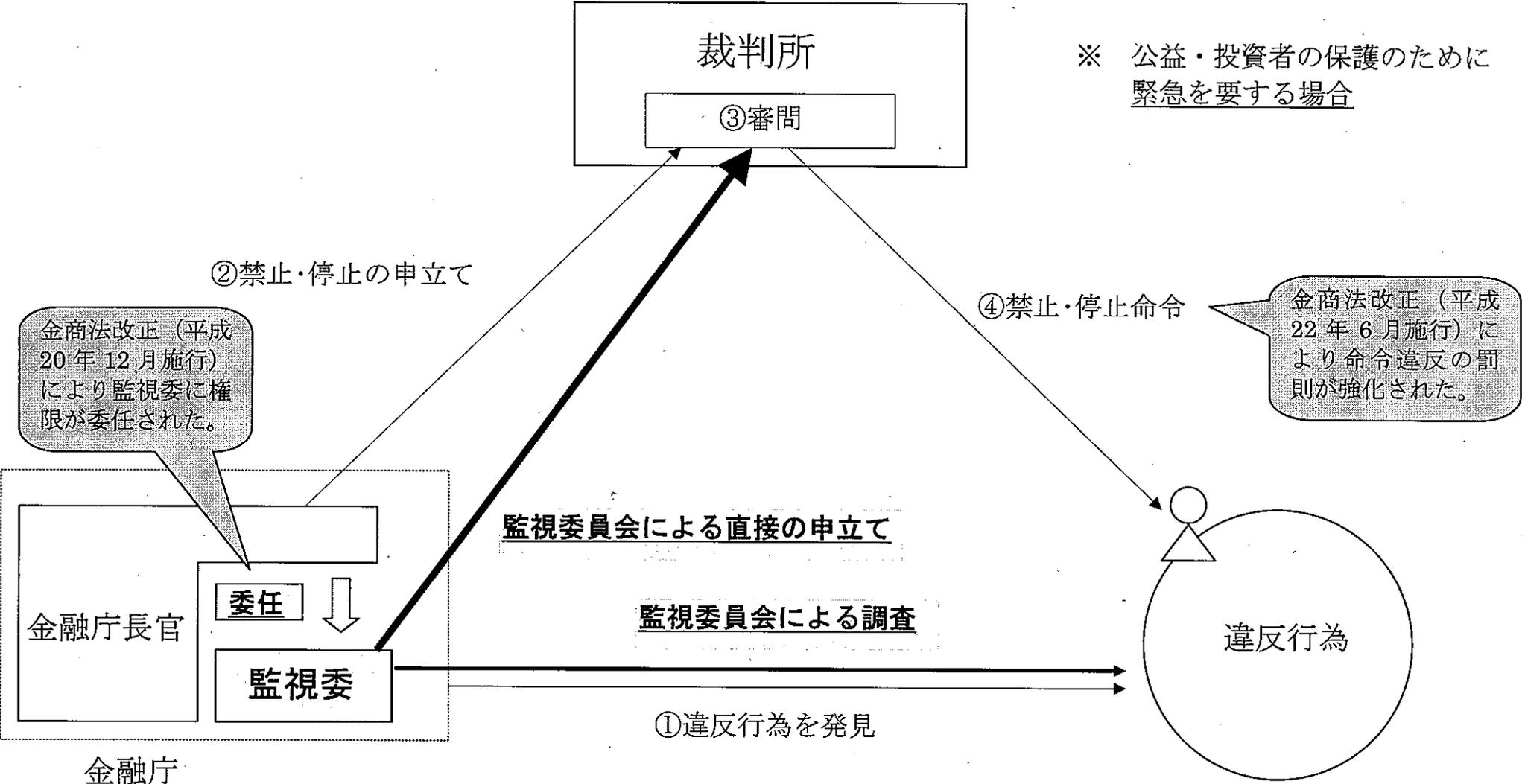
証券取引等監視委員会が、株式会社大経（東京都中央区、代表取締役社長小林正義、資本金 1,000 万円、役員 6 名、金融商品取引業の登録等はない。以下「当社」という。）に対して金融商品取引法第 187 条に基づく調査を行った結果、下記 2. の事実が認められたことから、平成 22 年 11 月 17 日、金融商品取引法第 192 条第 1 項の規定に基づき、東京地方裁判所に対し、当社並びに当社の代表取締役小林正義及び取締役大澤彰を相手方として金融商品取引法違反行為（無登録で、株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう申立てを行った。

2. 事実関係

当社は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成 22 年 2 月ころから 6 月ころまでの間、業として、株式会社生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を 1 億円弱で取得していたほか、同年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成 15 年 7 月の設立以来、株式会社応微研、株式会社ビーシーエス、株式会社ディー・ジー・コミュニケーションズ及び株式会社イー・マーケティングの株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。

このような当社の行為は、金融商品取引法第 29 条に違反するものであり、また、当社並びにその役員である小林正義及び大澤彰は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。

違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会が、必要な調査を行い、直接裁判所に申し立てることにより、違反行為に迅速に対応。

金融商品取引法(抄)

(審問等に関する調査のための処分)

第百八十七条 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第百九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

(裁判所の禁止又は停止命令)

第百九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。
- 3 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。
- 4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七(略)

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第二百七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～二(略)

三 第百九十八条第八号又は第百九十八条の三から第百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四～六(略)

(以下、略)